

補論 2 日本における ICT 活用促進の取り組み

途上国における ICT 活用促進を支援していくにあたっては、わが国の ICT 活用促進の取り組みを踏まえた上でどのような協力が可能か見極めていくことが必要である。ここではこのようなわが国の ICT 活用促進に向けた取り組みを概観する。

わが国における ICT 活用促進の取り組みは必ずしも進んでいるとはいえない状況にある。特にインターネットの普及率は主要先進国の中でも低く、アジアの中でも香港やシンガポールやなどに及ばない⁸⁴。また、ビジネスや行政への ICT 活用も遅れている。しかし、ICT のもたらす経済的社会的影響の大きさに鑑み、わが国でも ICT を活用した高度情報通信社会を実現すべく動き出している。

A2 - 1 わが国における ICT 活用促進戦略の流れ

わが国の高度情報通信社会に向けた ICT 促進の取り組みは、1994年4月に高度情報通信社会推進本部が設立されて以来、本格的に進められている。同本部は1995年2月に「高度情報通信社会に向けた基本方針」を公表し、政府の方針を明確に示した。同基本方針では、民間主導での情報通信社会の実現と政府の民間活動のための環境整備（経済的・法制的な側面などのバックアップ）、基礎的・先端的な研究開発の推進、基盤整備に対する公的支援などを打ち出している。また、当時の課題の設定と対応すべき項目としては、以下のものが挙げられている。

- 公共分野の情報化等(公共分野のアプリケーションの開発・普及等)
- 情報通信の高度化のための諸制度の見直し
- ネットワーク・インフラの整備
- 情報化の進展に対応した著作権等の施策の展開
- セキュリティ対策、プライバシー対策

⁸⁴ 総務省郵政事業庁報道資料(2001年4月24日)「平成12年(2000年)末のインターネット利用者数」(<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/johotsusin/0104242.html>)

相互運用性・相互接続性の確保

ソフトの供給

基礎的な技術開発

人材の育成

その後、急速な経済・社会の諸分野におけるネットワーク化の進展、電子商取引の本格的な実用化への気運の高まり、「電子政府」の実現に向けた取り組みの進展⁸⁵などを受け、1998年にこの基本方針は改訂された。改定された基本方針では、民間主導、政府による環境整備、国際的な合意形成に向けたイニシアティブの発揮、の3つを高度情報通信社会を実現するための行動原則とし、ICTの普及促進を図るために以下のような取り組みを実施することとしている。

電子商取引等推進のための環境整備

公共分野の情報化

情報通信の高度化のための諸制度の見直し

情報リテラシーの向上、人材育成、教育の情報化

ネットワーク・インフラの整備

基礎的・先端的な研究開発

ハイテク犯罪対策、セキュリティ対策、プライバシー対策

ソフトウェアの供給

コンテンツの充実

相互運用性・相互接続性の確保

2000年、政府は高度情報通信社会推進本部を改組して「高度情報技術(IT)戦略本部」(首相を含む閣僚で構成)を設置するとともに、新たに「IT戦略会議」(民間有識者で構成)を設けた。2000年7月以降「IT戦略会議」・「IT戦略本部」合同会議は検討を重ね、2000年11月に「IT基本戦略」をまとめた。この基本戦略では、超高速ネットワーク・インフラの整備及び競争政策の促進、電子商取引の促進、電子政府の実現、人材育成の強化、の4つを柱としている。

⁸⁵ 1997年に「行政情報化推進基本計画の改定について」が閣議決定され、申請・届出等手続の電子化の促進や「経済構造の変革と創造のための行動計画」が決定された。

また、2000年11月には「IT基本戦略」と併せて「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(通称IT基本法)」が成立した。

「IT基本法」は、以下の項目を施策の基本方針として掲げている。

高度情報通信ネットワークの拡充、コンテンツの充実情報活用能力の習得の一体的推進

世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、公正な競争の推進その他の措置

国民の情報活用能力の向上及び専門的人材の育成

規制改革、知的財産権の適正な保護・利用などを通じた電子商取引の推進

電子政府・電子自治体の推進(行政の簡素化、効率化、透明性の向上) 公共分野の情報化

ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報の保護

創造性のある研究開発の推進

国際的な協調及び貢献(国際規格の整備、開発途上地域に対する協力)

2001年1月には「IT戦略本部」において、5年以内に世界最先端のICT国家なることを目標としたe-Japan戦略が策定され、更に2001年3月にはこのe-Japan戦略に基づいたe-Japan重点計画が策定された。この計画では重点政策分野として以下の5つを掲げている。

世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

教育・学習の振興と人材の育成

電子商取引の促進

行政・公共分野の情報化

高度情報通信ネットワークの安全性と信頼性の確保

また、横断的な課題として以下の5課題を提示している。

研究開発の推進

デジタル・ディバイドの是正

社会経済構造の変化にとも合う新たな課題への対応

国際的な協調及び貢献の推進

施策の推進状況の調査と重点計画の見直し

更に、e-Japan 重点計画では各政策課題に対して 2005 年までに実施すべき事項及び具体的なベンチマークを設定している。

表 A2 - 1 は 1995 年の「高度情報通信社会に向けた基本方針」から 2001 年の e-Japan 重点計画までのわが国の主な ICT 活用促進戦略をまとめたものである。

表 A2 - 1 わが国の主な ICT 活用促進戦略

重点課題	高度情報通信 社会に向けた 基本方針 (1995 年)	高度情報通信 社会に向けた 基本方針 (1998 年改訂版)	IT 基本法 (2000 年)	e-Japan 重点計画 (2001 年)
民間活力重視・民間育成				
ソフトウェア産業の振興				
ベンチャー育成				
インフラ整備				
ICT 活用促進のための制度整備				
電子政府の構築				
テレアプリケーションの 開発・利用促進 (遠隔教育、遠隔医療など)				
人材育成				
電子商取引の推進				
プライバシー・知的所有権 保護、セキュリティ確保				
コンテンツの充実				
デジタル・ディバイド対策				
国際協調				
ハブ化構想				

出所：高度情報通信社会に向けた基本方針(1995年)、高度情報通信社会に向けた基本方針(1998年改訂版)、「IT 基本法」(2000年)、e-Japan 重点計画(2001年)を基に作成。

表 A2 - 1 から、それぞれの戦略の間では重点項目にはそれほど大きな違いは見られないが、当初は重点になかった電子商取引の推進やコンテンツの充実、デジタル・ディバイド対策が近年注目されてきていることがうかがえ

る。特に電子商取引の推進は重要度が高まっている。また、インフラ整備については当初から重点項目として挙げられていたが、近年の計画においてはその重要性に対する認識が高まっており、e-Japan重点計画では重要政策分野の第1番目に掲げられている。

このように、わが国における21世紀に向けた情報化施策は、欧米に遅れているといわれながらも、その枠組み及び方向性は着実に進展している。以下ではe-Japan重点計画で掲げられた各課題についてわが国の取り組みを概観する。

A2 - 2 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

わが国は地域通信市場が独占状態にあることなどによりインターネットの普及が遅れ、アジア・太平洋地域においても先進国とはいえない状況である。e-Japan重点計画では、超高速アクセスが可能なインターネットを民間主導で整備し、必要とする全ての国民が低廉な料金でアクセスできる環境を整備し、併せて放送のデジタル化を推進し、通信と放送を融合させることを目標に掲げている。

具体的な重点計画の施策は次のようなものとなっている。

(1) 公正競争条件の整備

- 非対称規制の導入
- インセンティブ活用型競争促進方策の導入
- 電気通信紛争処理委員会(仮称)の創設
- 公正取引委員会の機能強化

(2) 超高速ネットワーク・インフラの形成推進

- 既存光ファイバー活用のための制度や地域IP網の接続ルールの整備
- 電柱などの利用の円滑化のための制度整備
- 高速無線アクセス用の周波数の拡張

(3) 研究開発の推進

10Tbps 級の光伝送のみによる通信の実現

IPv6 のインターネット環境の実現

(4) 放送のデジタル化の推進

デジタル地上放送開始に向けた支援の実施

CATV デジタル化に向けた支援の実施

A2 - 3 人材育成

e-Japan 重点計画では、学校における ICT の普及が米国に比べ大幅に遅延している、中高年におけるインターネット普及が大幅に遅延している、高度な ICT 技術者や研究者が不足している、との認識に立って、次のような目標を掲げている。

インターネット個人普及の増大

学校の ICT 教育体制の強化と情報生涯教育の充実

高度な ICT 技術者・研究者の確保

このうち、学校教育の情報化については、政府が掲げるミレニアム・プロジェクトの柱の一つにも取り上げられている。ミレニアム・プロジェクトとは夢と活力に満ちた21世紀のためにわが国にとって重要かつ緊急の課題である「情報化」「高齢化」「環境対応」の3つの分野について、技術革新を中心とした産学官共同プロジェクトを実施するものであり⁸⁶、省庁横断的なタスクフォース(バーチャル・エージェンシー)がこれの検討に当たった。このバーチャル・エージェンシーがまとめた「教育の情報化プロジェクト」では、全ての子供たちの情報リテラシーを向上させるとともに、コンピュータの活用により授業の形態を根本的に改革し、加えて学校運営の改革も目指している。「教育の情報化プロジェクト」の具体的な行動予定は図 A2 - 1のようになっている。

⁸⁶ 内閣総理大臣決定(平成11年10月19日)「ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)の基本的な枠組みと構築方針について」

図 A2 - 1 教育の情報化プロジェクトの年次計画

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	
設 備 面	学校内LANの整備	段階的に整備				完成 約8,100校	
	公立学校のコンピュータ整備	全ての学級の授業でコンピュータが使える環境の整備					
	公立学校のインターネット接続	全公立校がインターネットに接続					
	私立学校のコンピュータ整備	段階的に整備					
ソ フ ト 面	教員の研修実施	全ての教員がコンピュータ授業を習得し、2002年度からの新学習指導要領の実施に対応			完成 (90万人)		
	コンテンツ開発事業	開発事業の実施		成果の全国への普及			
	デジタル・ネットワーク化推進事業	開発事業の実施		成果の全国への普及			
	学校スポーツ・健康教育用コンテンツの制作	コンテンツの制作		成果の全国への普及			
	文化デジタル・ライブラリーの構築	コンテンツの制作		成果の全国への普及			
教育ナショナルセンター機能の整備 (ポータル・サイトに関する研究開発など)	サイトの開設・運用・成果の全国への普及						

出所：日本情報処理開発協会編(2000)

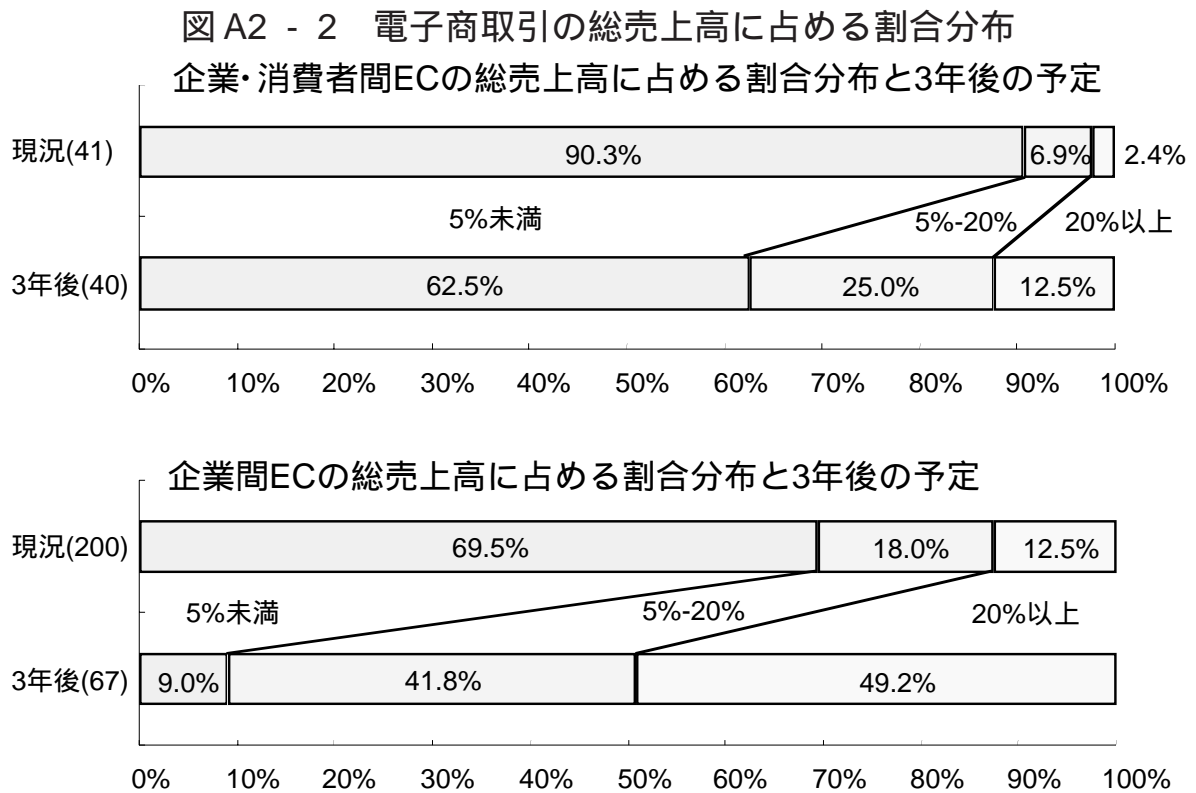
また、e-Japan重点計画では、ICT学習機会の提供のために、ICT講習の実施、図書館・公民館へのICT機器の整備、ICT職業訓練の実施を挙げている。その他専門的な知識・技術を有する人材の育成に関する施策として、国立大学の組織の柔軟化、ICT技術者スキル標準のアジアでの共通化、外国人受け入れ関連制度の見直し、デジタル・コンテンツ市場の規模の拡大などを目標として掲げている。

このような政策の策定以前から、様々な教育機関、研究所などでもICT化の取り組みがなされている。高等教育機関では、CAI(Computer Aided Instruction: コンピュータを利用した教育)を活用した授業からオンラインによる遠隔教育、授業を実施又は計画しているところもある。CAIシステムでは、マルチメディア環境でのインターラクティブなものや、インターネットを介し国外との大学と同時講義を行うところも出てきている。

A2 - 4 電子商取引などの促進

e-Japan重点計画では、電子商取引に関しては、その商取引に占める電子化の比率、制度改革や知的所有権の保護、消費者保護に関するルール作りの面でも遅れているとの観点から、電子商取引の市場規模を大幅に拡大することを目標に設定している。経済産業省が1999年3月に行った「日米電子商取引の市場規模調査」によると、2003年には企業消費者間(Business to Consumer: B2C)で行われる電子商取引額は、3兆1,600億円、企業間(Business to Business: B2B)は68兆4,000億円と見込まれている。目標はこの数値を上回ることとなっている。

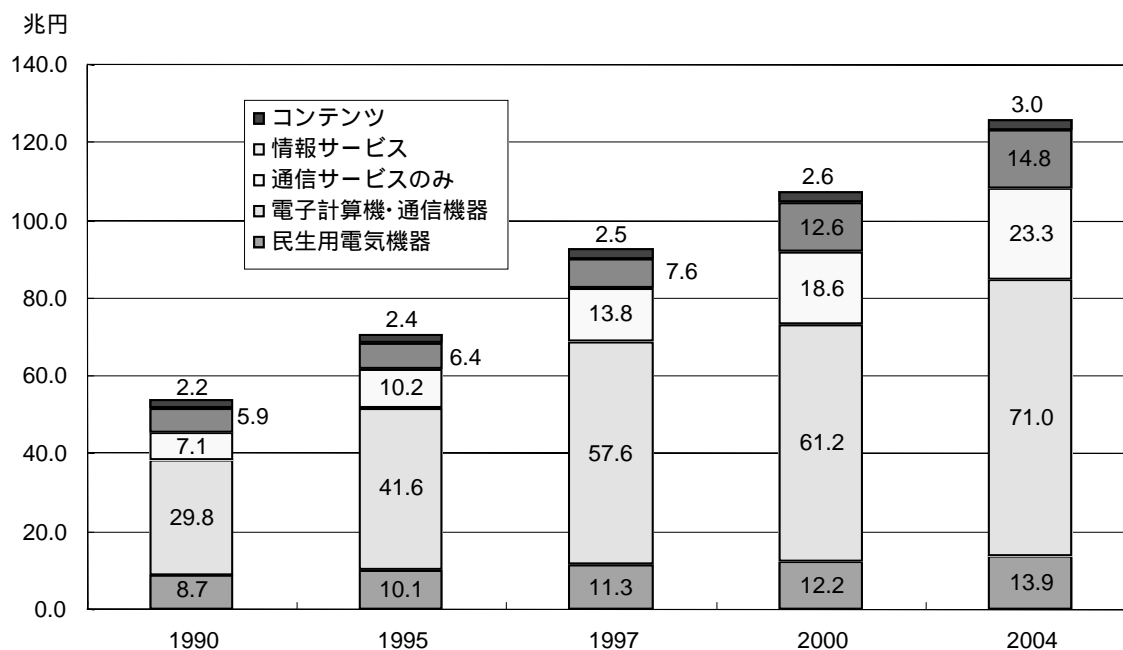
図A2 - 2は、日本情報処理開発協会が1999年にコンピュータを利用しての会員企業にアンケートを行った結果であるが、企業消費者間及び企業間の取引額が沿う売上額に対する割合の変化を示したものであるが、近い将来増加すると見込んでいる。



出所：日本情報処理開発協会(2000)

企業はこのような状況下で、今後も積極的な情報システム関連投資を行うものと予想されている。そして、その市場規模は、図 A2 - 3 のように順調に拡大していくと予想されている。

図 A2 - 3 情報システム産業の市場規模



出所：日本経済研究センター(1999)

企業間の電子商取引では、例えばアメリカの自動車業界は GM、Ford、Daimler Chrysler など大手メーカーが中心となり、CAD/CAM データ及び電子取引データ等を交換するために、通信プロトコルやフォーマットを統一して、業界標準の「ANX」(Automotive Network Exchange) を構築し、1998 年から稼働している。欧州でも「ENX」(European Automotive Network Exchange) が構築されている。日本でも「JNX」(Japanese Automotive Exchange) の構築に向け 1999 年 10 月から実証実験を行っている。一方、ソニーや松下など家電業界でも部品の調達やサービスのネットワーク販売などに本格的に取り組み始めている。このような流れは、設計・開発プロセスを電子化することにより、ネットワークをフルに活用した顧客参加型の生産システムの出現も予想される。例えば Dell Computer は顧客からの注文を受けてから生産を開始するた

め、部品などの在庫を持たずにすむ。加えて、リテール分野ではインターネット上にショッピングモールが出現しているように、オンライン・ショッピング、オンライン・オークション、逆オークションなどのビジネスモデル⁸⁷が次々と考案されている。また、ネットワーク・ビジネスにより業態・業種の垣根が低くなり、新規参入を容易にすると同時に、従来の小売業のビジネス・スタイルの抜本的な変革をもたらすと予想されている。他方、新たな動きとしてはテレフォン・バンキングやインターネット・バンキングといわれるような新たなサービスが出現している。インターネット銀行では、ジャパン・ネットバンクが、インターネットを通じて金融商品や各種商品・サービスを提供する。このようなネットワークが構築されても、実際の電子取引が活発化するためには「セキュリティの確保」、「情報公開の原則」が実現される必要がある。

e-Japanの重点計画ではこのような状況を踏まえ、既存制度の見直し、電子契約、情報財契約、インターネット・サービスプロバイダー等の責任明確化など新たなルール化の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者保護、中小企業の ICT 活用のための支援対策を実施するとしている。

A2 - 5 行政の情報化及び公共分野における情報技術の活用の推進

e-Japan重点計画では、政府の申請・届出手続のオンライン化、内部事務のペーパーレス化や地方公共団体の電子化もいまだ緒についたばかりであるものの、文化、福祉などの公共分野においては情報のデータベース化、ネットワーク化などが着実に進展しているとの観点に立ち、行政情報の提供、申請・届出等手続きの電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び必要な業務改革を重点的に推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現すること、

⁸⁷ ビジネスモデルとはビジネスの方法のこと。従来ビジネスモデルは特許の対象外と考えられていたが、1998年に米国でビジネスモデルにも特許が認められる判決が下され、以来ICTを活用したビジネスモデルについても特許出願が相次いでいる。ただし、ICTを活用したビジネス方法が特許されるためには技術的要素が必要であり、従来人が行っていた業務プロセスをよく知られた方法によって自動化しただけでは特許とならないという点は日米欧の間で確認されている。(特許庁「ビジネス方法の特許について」<http://www.jpo.go.jp/info/interbiji0406.htm>)

全ての国民がICTを活用した公共サービスの多様化・質の向上による恩恵を享受できること、を目標として掲げている。

行政をはじめとする公共分野の情報化については e-Japan 重点計画以前より取り組みが進んでおり、以下では政府の情報化、地方自治体の情報化、その他の公共分野における情報化についてその取り組みを概観する。

A2 - 5 - 1 政府の情報化

わが国における行政分野での情報化は、1950年代後半の気象庁及び総理府統計局へのコンピュータ処理システム導入から始まる。その後、1960年に入って順次、給与会計、郵貯、年金、自動車車検登録、出入国管理、旅券発給事務、税務処理等の各行政事務処理ためにコンピュータ・システムが導入されてきた。これらは、行政事務の定型大量処理業務をほぼそのまま機械処理したに過ぎないといわれているが、機械化された日常業務は、行政全体的な業務遂行フローそのものの中にほぼ完全に内部化され、行政の効率化に役立った⁸⁸。

1990年代に入ると、オフィスにおけるパソコン普及率が急速に進み、これらの設備を効果的に利用するために LAN 接続して運用するようになった。ICTの著しい進展に対し、政府は1994年に「行政情報化推進本計画」を策定し、この計画は以降の行政におけるICT化のマスタープラン的な存在となった。行政の情報化は、規制緩和と一体となって進められ、1995年の「規制緩和推進計画」は行政のICT化を促進するものとなった。その後のインターネットの予想外の普及によって、行政の情報化、行政サービスの著しい改善、効率化、新しいサービスの開発等の可能性が明らかとなり、1997年に先の行政情報化推進本計画は改定され、1998年度を初年度とする5ヵ年計画として実施されている。この計画の基本は(1)官民接点の情報化、(2)行政組織内部の情報化、(3)これらの政策を実行する基盤整備、に集約できる。この主な内容は次の通りである。

⁸⁸ 稲葉清毅(1999)p.12

(1) 官民接点の情報化

インターネットなどの活用による行政情報の電子的提供・収集の推進

各省庁クリアリング(所在案内)システム、総合クリアリング・システムの整備

申請・届出手続きの電子化の推進と電子化による受付処理時間の延長、申請地制限の緩和、アクセスポイントの拡大などの推進
ワンストップ・サービスの段階的实施

- インターネットを活用した総合行政サービス・システムによるワンストップ・サービスの推進
- 電子的なアクセス手段を持たない国民へのワンストップ・サービス代替手段の検討
- 特定分野の手続きを対象とするワンストップ・サービスの推進
調達手続きの電子化や歳入・歳出事務の電子化の推進

(2) 行政内部の情報化

省庁内LAN・霞ヶ関WANを活用した内部事務の総合的システム化の推進

省庁内LAN・霞ヶ関WANを活用したデータベース等の情報共有の推進

電子文書を含む、文書のライフサイクル(作成、入手、事案決定手続き、施行保存、利用、廃棄)を通じた総合的な文書管理システムの整備

省庁間電子文書交換システムの整備

事務・事業の形態に応じた情報システムの運営管理のアウトソーシングの推進

(3) 推進基盤の整備

省庁内ネットワーク基盤の高度化と行政部門を通じたネットワーク基盤の整備

情報システムの安全性、信頼性対策の充実・強化
オープンシステム化、電子文書構造の標準化、データコードの標準化など各種標準化の推進
電子文書の原本性、申請者等の認証、手数料の納付などのオンライン処理における各省庁間共通の制度的・技術的課題の解決

また、1997年1月より霞ヶ関WANが運用開始され、当時の全26省庁及び36政府機関がこのネットワークに接続された。霞ヶ関WANでは当時の総務庁統計情報データベースや国会議事録/閣議決定等共通情報検索システムが運用され、また、電子認証機能、文書の暗号処理化等の技術を適用して電子文書交換システムが運用された。これによって、中央省庁間での公文書のやり取りが電子化された。

これを契機に、多くの官庁情報が電子化され、折からのインターネットの普及と共に行政情報の電子的な提供が開始された。現在中央省庁の行政情報の電子的な提供は、CD-ROMによる販売、インターネットやその他のパソコン通信による提供で、各省庁の組織概要、政策広報資料、白書や年次報告、審議会資料などが挙げられる。

1998年には前述のバーチャル・エージェンシーが自動車保有関係手続きのワンストップ・サービス、政府調達手続きの電子化、行政事務のペーパーレス化の検討を開始した。また、1999年に発表されたミレニアム・プロジェクトでは「情報化」分野の取り組みの1つとして「電子政府の実現」が取り上げられている。また、2001年4月からインターネット上に「電子政府の総合窓口」が開設され、省庁横断的な情報提供がなされている(第6章参照)。

図 A2 - 4 は電子政府実現のための計画である。

図A2 - 4 電子政府実現の年次計画

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
申請・届出等手続きの電子化の推進方策（各省庁）	共通課題の検討及び基本的枠組みの策定	アクションプラン策定	予算要求	アクションプランの実施	
認証基盤構築	政府認証基盤の整備	整備方針策定	パイロットシステムの設計・構築	オンライン化プロジェクトとの連携による実証実験	政府認証システムの運用
	電子署名・認証法制の整備	国会提出		電子署名・認証法に基づく民の認証サービスの整備・運用	
	商業登録に基礎を置く電子認証	システム構築		システムの運用	
基盤技術	セキュリティ技術開発	セキュリティの評価体系構築を目指した技術開発・実装環境下での運評価など			
	各種行政分野の情報化を促進するための共通基盤技術の開発	汎用性の高い情報通信システム等の開発 各省庁等の行政手続きの電子化に適用			
先導的システム	民間から政府への申請などの電子化	インターネット等のネットワークを経由して行政手続きができるシステムの構築・運用			
	政府調達手続きの電子化	政府調達情報の統合データベース構築	「統一基準」に基づく資格審査システム構築の	インターネット技術を活用した電子入札・開札について2003年度をめぐりに試行実験	
地方公共団体総合行政ネットワークの構築	実証実験		地方公共団体による自主的な取り組み		

出所：情報化白書 2000(財)日本情報処理開発協会編 CA コンピュータエージェンシー

A2 - 5 - 2 地方自治体の情報化

一般的に、地方自治体レベルでの情報化作業は、国や民間、NPO に比較して総体的に遅れており、このことは今後の情報の共有化にとって相当の障壁となる可能性がある⁸⁹。地方自治体における情報化については、1999年4月現在のLANシステムの普及ベースで見ると、表A2 - 2に示す通りである。

⁸⁹ 日本情報処理開発協会編(2000)p.185

表 A2 - 2 地方自治体の LAN 普及状況

	普及状況
特別区	23 団体中 14 団体(61%)
政令指定都市	12 団体中 12 団体(100%)
その他の市	659 団体中 472 団体(72%)
町村	2558 団体中 1185 団体(46%)

出所：日本情報処理開発協会編(2000)

1990年には自治省(現総務省)から「地方公共団体における地域の情報化の推進に関する指針」が出された。この指針では、地域格差の是正や地方行政サービスの質の向上の観点から、地方公共団体が取り組むべき情報化対策が網羅的に示されている。この指針は、1997年に「高度通信社会に対応した地域情報化の推進に関する指針」として改正された。改正後の指針では、住民参加型の地方行政の実現、ワンストップ・サービスの実現、行政窓口サービスの広域化、インターネットを活用した行政情報の提供の推進、について言及されている。

更に、1999年に自治省(現総務省)から「地方行財政重点施策」が出され、この中の情報化推進関連施策では「地域情報化」「行政の情報化」「文化活動のネットワーク」について言及されている⁹⁰。

このうち地域情報化については、以下の項目が挙げられている。

- 地域内のファイバー網拡充促進支援
- CATV 網の拡充への支援
- 通信料金の地域格差是正のための方策検討
- 複数の自治体で実施する広域情報システム構築への支援
- インターネットによる地域情報発信の促進支援
- 地域情報化キーパーソン育成支援
- 地域衛星通信ネットワーク整備の推進支援
- 地域映像情報発信事業支援

⁹⁰ 日本情報処理開発協会編(2000)

また、行政情報化については、以下の項目が挙げられている。

庁内LANの拡充強化及び行政の効率化/高度化

情報セキュリティ対策の検討

自治体での地理情報システムの導入拡充

広域総合情報ネットワークの構築支援

個人情報保護対策の制度化検討

文化活動のネットワークについては以下の項目が挙げられている。

デジタル・ミュージアム構想の推進

ミレニアム・プロジェクトの推進(公共施設のネットワーク整備支援、介護情報システムの構築支援、デジタル・ミュージアムのためのコンテンツ作成支援、行政手続きの電子化推進支援等)

一般的には地方自治体における情報化は中央省庁等と比較して遅れている傾向にあるが、情報化を推進している先進的な自治体もある。例えば加古川市では、住民記録・国民年金・各種税業務の機械化をおこなっており、LAN導入と同時にイントラネットを構築し、庁内業務サービス(文書管理、人事給与、執行計画、議会答弁等)システム化、庁内Webサービス上で市民への情報開示している。他方、グループウェアでは、電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、施設予約などを行っており、ワークフローに拡大している。インターネットは全ての端末から閲覧可能である。

また、横須賀市では、1996年「よこすか情報フロンティアプラン」を策定し、情報の共有、情報の提供・公開、ネットワークの構築/再構築を基本に、メインフレーム系とクライアント/サーバー系のLANを併設し、公社ではイントラネット、グループウェア、財務会計システム、公文書管理データベース・システム、災害情報ネットワーク・システムに利用している。

A2 - 5 - 3 他の公共分野における情報化

(1) 科学技術の研究開発強化

科学技術の研究開発強化については、1996年度から科学技術基本計画が実施され、政府の積極的な研究開発投資と研究機関での環境整備が進めら

れてきている。政府は1998年の大学等技術移転促進法などに見られるように、産学連携の動きを積極的に支援しており、TLO⁹¹(Technology Licensing Organization: 技術移転機関)がいくつかの大学に設立されている。研究機関のインフラ面は研究者1人につき1台のコンピュータとほぼ行き届いているものの、ネットワーク・インフラでは更なる改善が期待され、郵政省(現総務省)が1998年度補正予算によりギガビット・ネットワーク(JGN: Japan Gigabit Network)を1999年4月から運用しており、アクセス・ポイントは全国35カ所となっている。これは、研究機関やベンチャー企業、地方自治体にも広く開放しており、引き続き拡張が計画されている。

(2) 医療分野における情報化

医療分野では、大学病院や大きな総合病院では、1980年代後半以降病院情報システム(Hospital Information System: HIS)が普及してきた。HISは医療事務や患者の処方、検査結果等に利用されていたが、近年のインターネットの普及で、広域化、情報の共用化が進展している。ちなみに全国で42ある国立大学病院では、大学病院医療情報ネットワークを運営し、共通の課題や情報交換を行っている。更に、衛星医療情報ネットワークを1996年から稼働させ、これは、デジタル・ハイビジョン画像及びNTSC画像の2チャンネルが同時に伝送でき、症例検討会やセミナーなどに利用されている。医療情報やレセプト、カルテの電子化の動きは、病名コードや医療行為、医学用語などの標準化などが必要であり、現在その標準化が進みつつある。

⁹¹ TLOとは大学の研究者の研究成果の特許化及び企業への移転を行う法人であり、大学の研究から新規産業を生み出し、得られた収益の一部を研究資金として研究者や大学に還元することによって研究を活性化することを目的としている。(経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/tlo-outline.htm)